

国産飼料用米の利用促進のための政府所有外国産米穀の特別販売要領

平成 21 年 5 月 1 日付け 21 総食第 135 号総合食料局長通知
改正 平成 21 年 9 月 29 日付け 21 総食第 584 号
改正 平成 22 年 10 月 1 日付け 22 総食第 629 号
改正 平成 23 年 5 月 16 日付け 23 総食第 257 号
改正 平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4297 号
改正 平成 24 年 9 月 12 日付け 24 生産第 1635 号
改正 平成 26 年 5 月 16 日付け 26 生産第 556 号
改正 平成 27 年 9 月 30 日付け 27 生産第 1842 号
改正 平成 31 年 4 月 1 日付け 30 政統第 2148 号
改正 令和元年 5 月 7 日付け元政統第 18 号
改正 令和 2 年 3 月 31 日付け元政統第 2096 号
改正 令和 3 年 3 月 9 日付け 2 政統第 2195 号
改正 令和 3 年 3 月 23 日付け 2 政統第 2358 号
改正 令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農産第 2111 号
改正 令和 8 年 4 月 1 日付け 7 農産第 5562 号
最終改正 令和 8 年 7 月 13 日付け 8 農産第 1709 号

第 1 趣旨

国産飼料用米の円滑かつ継続的な利用を推進するため、国産飼料用米の利用に取り組む者に対して、政府所有外国産米穀を活用し、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「法」という。）第 30 条に基づき、飼料原料用として政府所有外国産米穀を特別に販売する。

第 2 販売する米穀

1 販売対象米穀

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、政府所有外国産米穀の中から、需給事情、輸入年度等を考慮して、国産飼料用米使用者向け飼料原料用外国産米穀（以下「飼料用外国産米穀」という。）を定め、政府所有米穀の販売等業務委託契約を締結した者（以下「受託事業体」という。）に販売を指示する。

2 販売に際しての制限

- (1) 農産局長は、飼料用外国産米穀の用途を飼料用のみに制限する。
- (2) 農産局長は、買受者が農産局長の承認なく転売し、貸借し、その他処分することを禁止するよう措置する。
- (3) 農産局長は、買受者又は買受者の構成員が飼料用外国産米穀の加工を第三者に依頼する場合には、不適正流通が行われることがないよう、関係書類の徴収及び必要に応じ現地での確認を行うことにより承認する。
- (4) 農産局長は、(1)に定める制限事項及び(2)に定める禁止事項について、これに反する行為が行われないう、必要に応じ確認するものとする。

3 廃棄に係る手続

(1) 約定事項

農産局長は、受託事業体に対し、第6の1の(1)の売買契約において以下の事項を約定させる。

ア 廃棄の処理計画報告

買受者が買い受けた飼料用外国産米穀を水濡れ等により廃棄する場合は、買受者にあらかじめ買受者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等^{*1}に処理計画を報告させること。処理計画に変更があったときも同様とすること。

イ 廃棄の処理報告

買受者は、買い受けた飼料用外国産米穀の廃棄に当たっては、買い受けた飼料用外国産米穀を当該廃棄に関して受領する者に適切かつ確実に処理させるとともに、買受者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等に処理状況を報告すること。

(2) 処理状況の現地確認

ア 地方農政局長等は、必要に応じて、処理状況について立入検査による現地確認（以下「現地確認」という。）を行う。

当該現地確認に当たっては、(1)のアの処理計画を踏まえた現地確認計画を作成して行うものとする。

イ 地方農政局長等は、アの現地確認の結果、処理に問題があると認めるときは、農産局長にその旨報告し、農産局長は、当該報告を踏まえ、受託事業体に対し必要な指示等を行う。

(3) その他

このほか、買受者が買い受けた飼料用外国産米穀の廃棄に係る手続

^{*1} 地方農政局長等とは、地方農政局長、北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。

については、別に定めるところによる。

第3 買受資格者

1 買受資格者の要件

国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格者（以下「買受資格者」という。）は、（1）の条件の全てに該当し、かつ、（2）の承諾事項の全てを承諾した者であって、3の（2）により農産局長が国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格を有すると認めた者とする。

（1）条件

ア 国産米の飼料用への使用実績がある者又は国産飼料用米の買受契約を締結している者であって、その数量の確認が可能な者（以下「買受構成員」という。）が複数により構成される団体であり、かつ、国産飼料用米の使用推進を行う団体であること。

イ 買受構成員の国産米の飼料用への使用量の合計が 500 トン以上（第4の年間販売限度数量が 1,000 トン以上）となる団体であること。

ウ 資力信用状況その他の事情を勘案し、契約の履行が確実であると認められる団体であること。

エ 団体又は買受構成員（法人の場合にあつては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者（以下「役員等」という。）を含む。）が米穀の流通に関する法令^{*1}の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあつては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。

オ 団体及び買受構成員について、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

カ 団体及び買受構成員について、米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から政府所有米麦の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から2年を経過していること。

キ 団体又は買受構成員の役員等（代表者、理事、その他経営に実質

様式1

^{*1} 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）及び食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

的に関与している者をいう。)が、暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。	(P 飼米-10) 【買受資格審査申請書】
(2) 承諾事項 ア 飼料用外国産米穀の引渡しについて、当該米穀の保管場所における在姿による引渡しを承諾した団体（買受構成員を含む。）であること。 イ 第2の2の(4)の確認に関し関係帳簿書類の確認等を受けることを承諾し協力する団体（買受構成員を含む。）であること。 ウ 飼料用外国産米穀を買い受けてから使用し終えるまでの当該米穀の移動を確認できる書類等を整備し、当該書類等を使用後2年間保存することを承諾した団体（買受構成員を含む。）であること。 エ 商号又は名称及び代表者氏名並びに売買契約に基づく販売数量が公表されることを承諾した団体（買受構成員を含む。）であること。 オ 飼料用外国産米穀の不適正流通の事実が確認された場合は、国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格が取り消され、違約金の納付、商号又は名称、代表者氏名及び住所並びに不適正流通の内容が公表されることを承諾した団体（買受構成員を含む。）であること。	様式2 (P 飼米-12) 【承諾及び誓約書】
2 資格審査の手続	
(1) 農産局長は、買受資格審査の申請の定期受付を3年に1度行う。 (2) 農産局長は、定期受付の場合は7月に買受資格者の要件及び申請の時期、申請方法等について、農林水産省ホームページに掲示する。 (3) 農産局長は、定期受付の場合は(2)に掲げる期限までに、随時受付の場合は随時、買受資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、買受資格審査申請書（様式1）及び次に掲げる書類を提出させる。	様式3 (P 飼米-14) 【現地確認依頼書】 様式4 (P 飼米-15)
ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） イ 財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書） ウ 納税証明書 エ 買受構成員ごとに国産米の飼料用への使用実績数量又は国産飼料用米の買受契約数量を確認できる書類（売買契約書又はこれに類する書類） オ 買受構成員の事業規模を確認できる書類（飼料給餌量や飼養頭（羽）数等） カ 承諾及び誓約書（様式2）（買受構成員を含む。） キ 申請者が飼料用外国産米穀の加工を委託する場合は、飼料用外国	【現地確認報告書】

産米穀の加工を委託された者（以下「加工受託者」という。）の名称及び住所を記載した書類並びに当該加工受託者の事業実態を確認できる書類。ただし、加工受託者が政府所有米穀（配合飼料用）の買受資格を有する場合は、当該加工受託者の事業実態を確認できる書類の提出を省略できるものとする。	
(4) 農産局長は、申請者が任意団体であって(3)のア及びウの書類の提出ができないときは、これに代えて、団体代表者の身分を証明できる書類（住民票等）及び団体の定款又はこれに類する書類並びに役員名簿を提出させる。	
(5) 農産局長は、(3)により申請者から必要書類の提出があった場合には、必要に応じて、現地確認依頼書（様式3）により、申請者又はその買受希望構成員について、その所在地を管轄する地方農政局長等に現地確認を行わせる。	
(6) 地方農政局長等は、(5)の依頼に基づき現地確認を行い、農産局長に現地確認報告書（様式4）により報告する。	
(7) 地方農政局長等は、買受資格者及びその買受構成員について、現地確認計画を策定して、買受資格の有効期限内に現地確認を行い、農産局長に現地確認報告書（様式4）により実施月の翌月末までに報告する。	様式 5
(8) 農産局長は、(1)の定期受付のほか、随時受付を行う。	(P 飼米-16)
3 資格の審査及び買受資格者の公表	【買受資格確認通知書】
(1) 審査会の承認	様式 6
農産局長は、資格審査会（以下「審査会」という。）に、申請者が1の要件を満たしているかを諮る。	(P 飼米-18)
農産局長は、次の者を審査会の審査委員として、招集又は持回りにより資格審査を行う。	【通知書】
ア 審査委員長：農産局長	
イ 審査委員：農産局農産政策部長、農産局総務課長、農産局農産政策部企画課長及び農産局農産政策部貿易業務課長	
審査委員長及び審査委員は、申請者から提出のあった書類、2の(6)又は(7)に規定する現地確認報告書等により、買受資格の確認を行う。	
(2) 買受資格者の決定	
農産局長は、(1)の審査会の結果、申請者が1の要件を満たしていると認めるときは、当該者について、国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格者と認める。	様式 7 (P 飼米-19)
(3) 資格の有効期間	【買受資格審査申請書変更
買受資格の有効期間は、定期受付により買受資格者と認めた者（(3)	

において「定期受付資格者」という。) にあっては(4)の審査結果を通知した日から当該通知日の3年後の日の属する年の9月末、随時受付により買受資格者として認めた者にあっては(4)の審査結果を通知した日から当該通知した日の属する期の定期受付資格者の有効期間の末日までとする。

(4) 買受資格者等名簿の作成及び通知

農産局長は(2)により買受資格者と認めた場合は、買受資格者及びその買受構成員の名簿(以下「買受資格者等名簿」という。)を作成するとともに、申請者に審査結果を通知する。

なお、申請者への通知は、買受資格者と認めた場合には買受資格確認通知書(様式5)により、認めなかった場合は通知書(様式6)により行う。

(5) 買受資格者の公表

農産局長は、買受資格者名簿を省ホームページに掲載する。また、貿易業務課、地方農政局等にあつては、当該名簿を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録し、当該名簿の閲覧は、当該名簿を紙面又は事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

4 変更の届出

(1) 農産局長は、買受資格者に次の各号に掲げる事項についての変更があった場合は、当該買受資格者から、速やかに買受資格審査申請書変更届(様式7)により届け出させる。

ア 住所(買受構成員を含む。)

イ 名称(買受構成員を含む。)

ウ 代表者氏名(買受構成員を含む。)

エ 引渡希望都道府県

オ 経営の状況等に関する著しい変更

カ 買受構成員の増減

キ 年間販売限度数量

ク 加工を第三者に委託する場合には、加工受託者の名称及び住所

(2) 農産局長は、次のアからウまでの規定に掲げる事項について(1)により変更の届出があったときは、(1)の買受資格審査申請書変更届に、当該規定に定める書類を添えて、提出させる。

ア (1)のカに掲げる事項(買受構成員が増加する場合に限る。)追加した買受構成員に係る2の(3)のエからカまでの書類

イ (1)のキに掲げる事項

年間販売限度数量を変更する買受構成員に係る2の(3)のエの書

届】

様式 8

(P 飼米-20)

【国産飼料米
使用者向け飼
料用外国産米
穀の買受資格
者確認に係る
内容変更通知
書】

様式 9

(P 飼米-22)

【資格取消等
事由報告書】

類	様式 10
ウ (1)のクに掲げる事項	(P 飼米-23)
当該加工を委託する者に係る 2 の(3)のキの書類	【資格停止通知書】
(3) 農産局長は、(1)の届出があったときは、内容を精査し、必要に応じて、地方農政局長等を買受資格審査申請書変更届の内容を確認させる。	様式 11
ただし、(1)のカに掲げる事項(買受構成員が増加する場合に限る。)についての変更があった場合は、必ず 2 の(5)及び(6)に準じて現地確認を行い、事業実態及び飼料使用環境について確認する。	(P 飼米-24)
(4) 確認後は、速やかに買受資格者等名簿の修正を行うとともに、国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格者確認に係る内容変更通知書(様式 8)により買受資格者に変更内容を通知する。	【資格取消通知書】
5 資格の停止又は取消し	
(1) 農産局長は、買受資格者が政府が行う米穀の売買等に関する有資格者の法令違反等に係る処分等基準(平成 26 年 5 月 16 日付け 26 生産第 558 号生産局長通知。(以下「処分等基準」という。))に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めたときは、当該買受資格者の資格の停止又は取消しを行うことができる。	
なお、農産局長は、買受資格者の取消しを行うときは、審査会に諮る。	様式 12
(2) 地方農政局長等は、買受資格者が処分等基準に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めたときは、直ちに、農産局長に資格取消等事由報告書(様式 9)を提出する。	(P 飼米-25)
(3) 農産局長は、買受資格者の資格の停止又は取消しを行ったときは、資格停止通知書(様式 10)又は資格取消通知書(様式 11)によりその旨を当該買受資格者に通知する。	【国産飼料米使用者向け飼料用外国産米穀の買受申請書】
(4) 農産局長は、買受資格者の資格の停止又は取消しを行ったときは、地方農政局長等及び受託事業体に通知するとともに、その事実、理由及び停止又は取消しを行った者の名称を農林水産省ホームページにおいて公表する。	様式 13
また、資格の取消しを行ったときは、当該者を買受資格者等名簿から削除する。	(P 飼米-27)
第 4 飼料用外国産米穀の年間販売限度数量	
農産局長は、契約の対象となる団体からの申請を踏まえ、国産米の飼料用への使用実績数量(見込み分を含む。)又は国産飼料用米の年間予定使用契約数量のいずれかの 2 倍(トン単位で四捨五入)を年間販売限度数量として買受構成員ごとに定め、買受構成員相互間であっても融通等の運用	【国産飼料米使用者向け飼料用外国産米穀の販売指示書】

は禁止する。

1 定期受付時

第3の2の(3)エにより年間販売限度数量を定める。

2 定期受付の翌期以降

定期受付の翌期以降、毎年7月までに買受資格審査申請書変更届(様式7)及び買受構成員ごとに国産米の飼料用への使用実績数量又は国産飼料用米の買受契約数量を確認できる書類(売買契約書又はこれに類する書類)を提出させることにより年間販売数量を定める。

第5 販売手続

1 年間販売限度数量の確認、販売指示等

- (1) 農産局長は、四半期分ごとに、受託事業体に委託して販売を行うものとし、販売を行うときは、買受けを希望する買受資格者(以下「買受希望者」という。)から国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受申請書(様式12)を提出させる。
- (2) 農産局長は、(1)により買受申請書が提出されたときは、買受構成員ごとに当該申請に係る買受希望数量に当該年度の既販売数量を加算した数量が、第4の年間販売限度数量の範囲内であることを確認する。
- (3) 農産局長は、(2)の確認をした時は、飼料用外国産米穀の引渡場所と在庫状況を勘案し、買受希望者ごとに、飼料用外国産米穀の販売を行う受託事業体(以下「販売受託事業体」という。)を選定する。
- (4) 農産局長は、(3)の販売受託事業体の選定後、選定された販売受託事業体に対して、(1)で提出された買受申請書に基づく販売を、国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の販売指示書(様式13)(以下「販売指示書」という。)により指示する。

2 最低販売価格の設定

- (1) 農産局長は、1の(4)の販売指示と合わせて、最低販売価格(単価)を定める。
- (2) 農産局長は、最低販売価格を厳重に管理することとし、これを公表しない。

3 買受予定者の決定

農産局長は、1の(4)の販売指示に係る買受希望者との見積合せを実施し、買受希望者が販売指示書の販売数量以内の数量及び2で農産局長が定める最低販売価格以上の見積額を提示した場合は、当該買受希望者を買受予定者として決定する。

様式14

(P 飼米-28)

【国産飼料米
使用者向け飼
料用外国産米
穀の販売承認
書】

農産局長は、見積合せの結果に基づき買受予定者に対して、国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の販売承認書（様式 14）を送付する。

なお、見積合せの結果、買受数量が当初申請のあった買受希望数量から変更となった場合については、農産局長は 1 の (4) の販売指示書を変更し、販売受託事業体に対して、変更後の数量により販売指示をする。

第 6 売買契約の締結等

1 売買契約の締結

- (1) 農産局長は、販売受託事業体に対し、第 5 の 3 の買受予定者と売買契約を締結させる。この場合において、販売受託事業体と買受予定者との間で、別紙に定める事項を約定させるものとする。
- (2) 農産局長は、四半期ごとに、(1)により販売受託事業体と契約を締結した者（以下「契約者」という。）の一覧表（当該者の買受構成員を含む。）を作成し、農林水産省ホームページに掲載する。

2 代金の納入及び物品の引渡し

- (1) 農産局長は、販売受託事業体が契約者に飼料用外国産米穀を引き渡す場合は、あらかじめ、販売受託事業体に引渡申請書（様式 15 を提出させる。
- (2) 農産局長（歳入徴収官）は、(1)により提出された引渡申請書を提出した販売受託事業体に対して、納入告知書を発行し、販売代金を納付させる。
- (3) 農産局長は、販売受託事業体の代金納付を確認した場合は、引渡決定通知書（様式 16）を販売受託事業体に交付する。
- (4) 農産局長は、販売受託事業体が引渡決定通知書の内容の変更を希望する場合は、書面により申請させ、変更した引渡決定通知書を販売受託事業体に交付する。
- (5) 農産局長は、引渡決定通知書の交付後、販売受託事業体に対し、契約者に引渡通知書を交付させる。

第 7 適正流通の確保等

農産局長は、買受資格者に、買受構成員の飼料用外国産米穀の受払状況を国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀受払状況報告（様式 17）により毎月取りまとめの上、その翌月 20 日までに報告させる。

第 8 その他

この要領及びこの要領に基づく契約内容については、国産飼料用米の本格的な使用を促すための暫定的なものであり、必要に応じて随時見直しを

様式 15

(P 飼米-30)

【引渡申請書】

様式 16

(P 飼米-32)

【引渡決定通知書】

様式 17

(P 飼米-34)

【国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀受払状況報告】

行うこととする。

平成 26 年 5 月 16 日付け 26 生産第 556 号

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。ただし、契約に係る規定は、平成 26 年 7 月 1 日以降に実施される入札又は見積合せに係る契約から適用する。

(経過措置)

- 2 この通知による改正前の国産飼料用米の利用促進のための政府所有外国産米穀の特別販売要領（以下「旧要領」という。）第 3 の 3 の (2) の規定により買受資格者となった者は、それぞれ旧要領の規定による資格の有効期間内において、この通知による改正後の政府所有外国産米穀の特別販売要領第 3 の 3 の (2) の規定により買受資格者となった者とみなす。
- 3 この通知の施行前にした行為等に対する資格の停止又は取消しについては、なお従前の例による。

平成 27 年 9 月 30 日付け 27 生産第 1842 号

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

令和元年 5 月 7 日付け元政統第 18 号

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和 3 年 3 月 9 日付け 2 政統第 2195 号

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和 3 年 3 月 23 日付け 2 政統第 2358 号

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農産第 2111 号

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和 8 年 4 月 1 日付け 7 農産第 5562 号

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和 8 年 7 月 13 日付け 8 農産第 1709 号

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、令和 8 年 7 月 13 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式 1

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所 :

商 号 又 は 名 称 :

代 表 者 氏 名 :

電話番号 :

F A X 番 号 :

買受資格審査申請書

国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格の審査を受けたいので、下記書類^{*1}を添付の上、申請します。

なお、買受構成員は、別紙のとおりです。

記

^{*1} 国産飼料用米の利用促進のための政府所有外国産米穀の特別販売要領（平成 21 年 5 月 1 日付け 21 総食第 135 号総合食料局長通知）第 3 の 2 の (3) に定める必要とする書類に該当するものを添付し、その書類の種類名を記の下の空欄に記載すること。

別紙（様式 1 の別紙）

整理番号	買受構成員名	代表者氏名	住 所	年間販売 限度申請量	引渡希望 都道府県	加工を委託する者 の名称及び住所※

※ 該当のない場合は、「無」と記載する。

農林水産省農産局長 殿

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

承諾及び誓約書

国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格者となるに当たって、飼料用外国産米穀を買い受けた場合には、当該米穀を家畜の飼料として適正に使用するとともに、以下の承諾事項について承諾し、以下の誓約事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提出することについて同意します。

<承諾事項>

- 1 飼料用外国産米穀の引渡しに当たり、当該米穀の保管場所における在姿による引渡しを承諾します。
- 2 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局をいう。）の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、飼料用外国産米穀の販売を行う受託事業体又は農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力することを承諾します。
- 3 飼料用外国産米穀を買い受けてから使用し終えるまでの当該米穀の移動を確認できる書類等を整備し、当該書類等を当該米穀の使用後 2 年間保存することを承諾します。
- 4 商号又は名称及び代表者氏名並びに売買契約に基づく販売数量が公表されることを承諾します。
- 5 飼料用外国産米穀の不適正流通の事実が確認された場合は、（所属団体が）飼料用米穀の買受資格者の資格を取り消されるとともに、売買契約に基づく違約金を納付し、また、商号又は名称、代表者氏名及び住所並びに不適正流通の内容が公表されることを承諾します。

<誓約事項>

- 1 申請者及び買受構成員（法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が米穀の流通に関する法令^{*1}の規定により罰金以上の刑

^{*1} 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不

に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。

- 2 申請者及び買受構成員について、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条各号のいずれか及び同令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 3 申請者及び買受構成員について、米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。
- 4 下記ア及びイにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

記

ア 契約の相手方として不適当な者

- （ア）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （イ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （ウ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- （エ）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （オ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （ア）暴力的な要求行為を行う者
- （イ）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （ウ）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （エ）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （オ）その他前各号に準ずる行為を行う者

正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

様式 3

番 号
年 月 日

地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長 殿

農林水産省農産局長

現地確認依頼書

今般、国産飼料用米の利用促進のための政府所有外国産米穀の特別販売要領第 3 の 2 の(5)に基づく現地確認について、下記により貴所属職員により現地確認を行い、その結果を 月 日までに報告するよう依頼する。

記

- 事業実態について
畜産業を行っている実態があるかを確認する。
- 飼料使用環境について
飼料用外国産米穀を買い受けた際の当該米穀の保管場所の存在や飼料配合設備の存在（又は単体給餌の場合は給餌設備の状況）等を確認する。

様式 4

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

現地確認報告書

年 月 日付け 第 号により依頼のあった現地確認依頼について、現地確認を行った結果を下記により報告します。

記

○ 事業実態について
判定「 」^{*1} ()

^{*2}

○ 飼料使用環境について
判定「 」 ()

*1 現地の状況を「適」、「否」と記入する。

*2 判定が「適」の場合は確認状況を、「否」の場合はその理由を明記する。

様式 5

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

買受資格確認通知書

あなたが申請された国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格に係る資格の審査について、審査の結果、買受資格を有すると認めましたので通知します。

なお、住所、商号若しくは名称、代表者氏名、電話番号等連絡先若しくは資本金に変更があった場合又は経営の状態が政府所有米穀の買受資格者に係る資格審査申請書類の内容と著しく相違するに至った場合は、直ちにその旨を届け出てください。

記

- 1 買 受 資 格 者 認 定 番 号：
- 2 認 定 に 係 る 有 効 期 間： 年 月～ 年 月
- 3 認 定 に 係 る 買 受 資 格 者：（買受資格者名）
（代表者氏名）
（住 所）
- 4 認 定 に 係 る 当 該 構 成 員：別紙のとおり
- 5 認定に係る年間販売限度数量： トン（当該構成員の合計）
- 6 構成員ごとの年間販売限度数量：別紙のとおり
- 7 飼料用外国産米穀引渡都道府県：別紙のとおり

紙（様式 5 の別紙）

整理番号	買受構成員名	代表者氏名	住 所	年間販売 限度申請量	引渡希望 都道府県	加工を委託する者 の名称及び住所※

※ 該当のない場合は、「無」と記載する。

様式 6

番 号
年 月 日

通 知 書

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格の審査について、審査の結果、買受資格を有すると認められませんでしたので通知します。

理由：

様式 7

買受資格審査申請書変更届

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

買受資格認定書の 年 月 日
交付年月日・認定番号 第 号

住 所 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :

国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格審査申請書の記載内容について下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項*1	変 更 前	変 更 後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

本様式に収まらない場合は、別紙等に記載することとし、その旨を本様式に適宜添付すること。

*1 買受構成員に係る申請事項の変更の場合は「別紙のとおり」と記載し、その変更内容が分かる資料及び様式 1 の別紙を添付すること。

様式 8

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 殿

農林水産省農産局長

国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格者確認に係る内容変更通知書

年 月 日付けをもって申請のあった、「買受資格審査申請書変更届」については、下記のとおり買受資格者に係る認定内容を変更したので通知します。

なお、変更箇所は下線を付した箇所になります。

記

- 1 買 受 資 格 者 認 定 番 号：
- 2 認 定 に 係 る 有 効 期 間： 年 月～ 年 月
- 3 認 定 に 係 る 買 受 資 格 者：（買受資格者名）
（代表者氏名）
（住 所）
- 4 認 定 に 係 る 当 該 構 成 員：別紙のとおり
- 5 認定に係る年間販売限度数量： トン（当該構成員の合計）
- 6 構成員ごとの年間販売限度数量：別紙のとおり
- 7 飼料用外国産米穀引渡都道府県：別紙のとおり

別紙（様式 8 の別紙）

整理番号	買受構成員名	代表者氏名	住 所	年間販売 限度申請量	引渡希望 都道府県	加工を委託する者 の名称及び住所※

※ 該当のない場合は、「無」と記載する。

様式 9

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

資格取消等事由報告書

このことについて、下記のとおり国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格取消（停止）事由が発生しましたので、報告します。

記

- 1 発生年月日 年 月 日
- 2 発 生 者 住所並びに商号又は名称及び代表者氏名
- 3 契約の種類
- 4 取消（停止）事由発生時の経営の規模及び経営の状態
- 5 当該年度における契約の実績 件 万円
- 6 該当条項及びその事実の詳細(別紙)
- 7 報告に係る事項についての発生者の説明(別紙)

番 号
年 月 日

資格停止通知書

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 殿

農林水産省農産局長

あなたは、 年 月 日付け 第 号の買受資格確認通知書により、国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格者として登録されましたが、下記のとおり資格停止を行うこととしたので通知します。

記

- 1 停止対象となる資格
- 2 資格停止の期間
- 3 資格停止の理由

様式 11

番 号
年 月 日

資格取消通知書

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたは、 年 月 日付け 第 号の買受資格確認通知書により、国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格者として登録されましたが、今回 の理由により、国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格を取り消します。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

買受資格者認定番号

住 所 :

商 号 又 は 名 称 :

代 表 者 氏 名 :

国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受申請書

国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀を下記のとおり買い受けたいので申請します。

記

○年○月～ ○年○月分 買受希望数量 トン
(買受構成員ごとの詳細は別紙のとおり)

別紙（様式 12 の別紙）

【内訳】

〔 年 月～ 年 月分〕
（数量単位：トン）

買受構成員名	引渡都道府県	数量	今年度 買受済数量	年間販売 限度数量

番 号
年 月 日

商号又は名称
代 表 者 氏 名 殿

農林水産省農産局長

国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の販売指示書

国産飼料用米の利用促進のための政府所有外国産米穀の特別販売要領（平成 21 年 5 月 1 日付け 21 総食第 135 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 5 の 1 の (4) の指示を以下のとおり行います。

- 1 引渡期限 年 月 日
- 2 販売対象者、販売対象
米穀及び数量 別紙のとおり
- 3 その他 販売指示する米穀の用途は、飼料用に限定することとし、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 付け 21 総食第 113 号）第 6 章第 1 の措置を講ずること。

番 号
年 月 日

商号又は名称
代 表 者 氏 名 殿

農林水産省農産局長

国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の販売承認書

年 月 日付けをもって申請のあった、「国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受申請書」については、下記のとおり承認したので通知します。

なお、以下の受託事業体に対して、本承認に係る販売を指示しましたので、速やかに当該受託事業体と、販売に係る対応を実施願います。

記

○年○月～ ○年○月分 販売数量 トン
(買受構成員ごとの詳細は別紙のとおり)

別紙（様式 14 の別紙）

【内訳】〔 年 月～ 年 月分〕

（数量単位：トン）

買受構成員名	引渡都 道府県	数 量	今年度買 受済数量	年間販売 限度数量	受託事業体名

様式 15

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

商 号 又 は 名 称 :

代 表 者 氏 名 :

引渡申請書

国産飼料用米の利用促進のための政府所有外国産米穀の特別販売要領（平成 21 年 5 月 1 日付け 21 総食第 135 号総合食料局長通知）第 6 の 2 の(1)に基づき、別紙のとおり引渡しについて申請します。

【別紙】(様式15の別紙)

引 渡 申 請 書

受託事業体名				用途		申請日		納付日		消費税区分		No.									
契約年度	番号	買受人 所在県	買受人名	都道府県	倉庫 業者	倉所	管理 区分	委託契 約番号	入港 年月日	産年 (契約年 度)	産地名	等級	包装	正端 区分	数量 (kg)	単価	金額	合計 金額	引渡期限	見積合せ 実施日	適 要
							種類	本船名			品種 銘柄名		量目				消費税				
備 考													合計数量			計					
																消費税					
																合計金額					

様式 16

番 号
年 月 日

商号又は名称
代 表 者 氏 名 殿

農林水産省農産局長

引渡決定通知書

国産飼料用米の利用促進のための政府所有外国産米穀の特別販売要領（平成 21 年 5 月 1 日付け 21 総食第 135 号総合食料局長通知）第 6 の 2 の (3) に基づき、別紙のとおり引渡しを決定する。

【別紙】(様式16の別紙)

引 渡 決 定 通 知 書

受託事業体名				用途											
買受人 所在県	買受人	都道府県	倉庫業者	倉所	管理区分	委託契約番号	入港年月日	産年 (契約年度)	産地名	等級	包装	正端区分	数量(kg)	引渡期限	摘 要
					種 類	本船名			品種銘柄名		量目				
備 考											合計数量				

様式 17

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所 :
商 号 又 は 名 称 : (買受資格者)
代 表 者 氏 名 :

国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀受払状況報告（○年○月分）

国産飼料用米の利用促進のための政府所有外国産米穀の特別販売要領（平成 21 年 5 月 1 日付け 21 総食第 135 号総合食料局長通知）第 7 に基づき、別紙のとおり報告します。

別紙（様式 17 の別紙）

国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀受払台帳（ 年 月分）

商号又は名称： (買受構成員)

代表者氏名：

(単位 : kg)

[illegible]

別紙 受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項

(契約数量等)

第1条 受託事業体（以下「甲」という。）が買受者（以下「乙」という。）に売り渡す政府所有米穀の種類、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

一 種類 ○○○○

二 用途 飼料用

三 数量 ○○○○トン（乙の買受構成員（以下「構成員」という。）ごとに数量を記載する。）

四 単価 ○○○○円/トン

五 金額 ○○○○円

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、○年○月○日とする。

(米穀の用途)

第2条 乙は、買い受けた政府所有米穀を乙の構成員に、前条第1項第2号の用途に使用させなければならない。

2 乙は、構成員が前項の用途以外で使用した事実を知った場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

(米穀の使用制限等)

第3条 乙は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）の承認を得た場合を除き、甲から買い受けた政府所有米穀を転売、貸借その他目的と異なる処分（以下「転売等」という。）をしてはならず、かつ乙の構成員に転売等をさせてはならない。

2 乙は、農産局長の承認を得た場合を除き、引渡しを受けた政府所有米穀の加工を第三者に依頼してはならず、かつ乙の構成員に依頼させてはならない。

3 乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀を、原則1か月以内に、飼料用として使用し、かつ乙の構成員に使用させるものとする。

4 乙は、買い受けた政府所有米穀について、水濡れ等の理由により廃棄する場合は、あらかじめ乙の主たる事務所を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）の長に別添様式第1号により処理計画を報告する。提出した処理計画に変更があった場合も同様とする。

5 乙は、前項の廃棄に当たっては、買い受けた政府所有米穀を当該廃棄等に関して受領する者に適切かつ確実に処理させるとともに、乙の主たる事務所を管轄する地方農政局の長に処理状況を別添様式第2号により報告する。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第4条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀（加工を行う前のものに限る。）に本契

約の内容に適合しないものを発見したときは、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

- 2 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議を行い、乙が前項の契約の内容に適合しない政府所有米穀の交換を求めたときは、農産局長の承認を得て、その米穀と同等の政府所有米穀を乙に引き渡すものとする。
- 3 前項の引渡しの場合において、政府所有米穀について、乙が買い受けた日から一ヶ月以上経過した場合又は本文の不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合は、同等の政府所有米穀との引渡しの対象としない。ただし、甲が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 4 第2項の場合において、乙は、契約の内容に適合しない政府所有米穀を甲に返還する。

また、甲は、引渡し及び返還に当たって、乙が甲による運送を求めたときは、あらかじめ農産局長の承認を得て、運送するものとする。

(催告による契約の解除)

第5条 甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(催告によらない契約の解除等)

第6条 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が困難となった場合は、農産局長の承認を得て、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の催告をすることなく、農産局長の承認を得て、直ちに本契約の解除をすることができる。
 - 一 乙が、第1条第1項第2号の用途以外の用途に供したとき。
 - 二 乙が、本契約に基づく義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
 - 三 農産局長が、乙の政府所有米穀の買受資格を取り消したとき。
 - 四 本契約に基づく義務の全部の履行が不能であるとき。
 - 五 第2号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 六 本契約に基づく義務の一部の履行が不能である場合又は乙がその義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。

七 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の催告をすることなく、農産局長の承認を得て、直ちに本契約の一部の解除をすることができる。

一 乙が、第1条第1項第2号の用途以外の用途に供したとき。

二 乙が、本契約に基づく義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

三 農産局長が、乙の政府所有米穀の買受資格を取り消したとき。

四 本契約に基づく義務の一部の履行が不能であるとき。

五 第2号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

4 本契約に基づく義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前三項の規定により契約の全部又は一部の解除をすることができない。

5 甲は、前条、第1項から第3項まで、第5条、第7条、第8条又は第10条第2項の規定により契約が解除された場合、当該契約に係る政府所有米穀の買入代金の全部又は一部を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府所有米穀の全部又は一部を甲に返還する。

(属性要件に関する契約解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除をすることができる。

一 団体の役員等（代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第8条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第9条 乙は、第7条各号及び前条各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約（以下「再請負契約等」という。）の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第10条 乙は、契約後に甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、農産局長の承認を得て、本契約を解除することができる。

(違約金)

第11条 乙は、第2条の規定に違反したことが明らかになったときは、次の各号の額のうちいずれか大きい額を違約金として、甲に納付しなければならない。

なお、当該違反による損害の額が違約金の額を超過する場合には、甲がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げない。

一 違反に係る政府所有米穀を主食用として販売した場合の政府売渡単価と本契約の売渡単価の差額に、甲から買い受けた政府所有米穀であって乙又は乙の構成員が転売等したものの数量を乗じて得た金額及び当該金額に100分の30を乗じて得た

額

二 違反に係る政府所有米穀を主食用として販売した場合の政府売渡単価に、甲から買い受けた政府所有米穀であって乙又は乙の構成員が転売等したものの数量を乗じて得た金額に 100 分の 30 を乗じて得た額

2 乙は、第 6 条第 2 項第 2 号、第 6 条第 2 項第 4 号から第 8 号まで、第 6 条第 3 項第 2 号、第 6 条第 3 項第 4 号若しくは第 5 号、第 7 条、第 8 条又は前条第 2 項により契約の全部又は一部を解除したときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(解除権の留保)

第 12 条 甲は、乙又は構成員が締結した他の政府所有米穀の売買契約について当該契約に定める米穀の用途以外の用途に供したことにより当該契約の全部又は一部の解除がされた場合、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

2 乙は、前項により本契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を違約金として、甲に納付する。

3 甲は、第 1 項により本契約が解除された場合、本契約に係る政府所有米穀の買受代金を乙に返還する。

4 乙は、第 1 項により本契約が解除された場合、本契約に係る政府所有米穀を、甲が指定する場所において返還する。

(違約金の納付期限)

第 13 条 乙は、第 11 条及び前条第 2 項の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 乙が、本契約に基づく義務に基づく報告の履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合であって、これにより甲に損害を及ぼしたときには、甲の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかったことを立証した場合は、この限りではない。

2 前項の規定により損害を賠償しなければならない場合において、乙は、次のいずれかに該当するときには、本契約に基づく義務の履行に代わる甲の認定する損害額を賠償しなければならない。

一 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。

二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 本契約が解除され、又は本契約に基づく義務の不履行による本契約の解除権が発生したとき。

(引渡現品の管理)

第 15 条 乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼安法」という。）及び飼料安全に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理し、また、乙の構成員に飼安法を遵守させ、汚染、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理させなければならない。

(責任の免除)

第 16 条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府所有米穀の引渡しが遅延又は不能となったとき。
- 二 売買契約の全部又は一部の解除をしたとき。
- 三 引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、その不適合の発生の原因が甲の責めに帰し得ないとき。

(帳簿等の整備)

第 17 条 乙は、政府所有米穀の受払状況について、台帳を整備するとともに、乙の構成員に台帳を整備させる。また、乙は、国産飼料用米の利用促進のための政府所有外国産米穀の特別販売要領（平成 21 年 5 月 1 日付け 21 総食第 135 号総合食料局長通知。以下「特別販売要領」という。）様式 17 により乙及び乙の構成員別に毎月取りまとめの上、その翌月 20 日までに農産局長に報告する。

(調査、報告)

第 18 条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第 10 条に基づく報告徴収及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、また、乙の構成員に協力させるほか、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力し、また、乙の構成員に協力させる。

- 2 乙は、甲から求めがあった場合には、本契約により買い受けた米穀の取引先との売買契約書その他取引関係が明らかになる書類を甲に提出し、また、乙の構成員に、その書類を提出させる。
- 3 乙は、本契約により買い受けた米穀を委託して加工を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、本契約により買い受けた政府所有米穀について廃棄を行う

場合にあっては、当該米穀を当該廃棄に関して受領する者と契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先又は当該者は、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定し、また、乙の構成員が、本項に規定する委託加工又は廃棄を行う場合は、乙の構成員に本項の措置を行わせる。

- 4 前項の場合において、乙は、委託先又は当該者が政府所有米穀の加工又は廃棄（以下「加工等」という。）について他者と契約を締結するときは、委託先又は当該者に前項と同様の約定をするようにさせなければならない。以降の加工等に関する契約についても、同様とする。

（業務委託の禁止）

第 19 条 乙は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）第 4 章 I 第 1 の 2 (3) により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として農産局長が認めた者に対し、農産局長が必要と認める期間、本契約により買い受けた米穀の賃借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わない。

また、乙の構成員にも当該処分及び当該業務の委託を行わせない。

（構成員との約定事項）

第 20 条 乙は、乙の構成員との間で以下の事項について約定しなければならない。

- 一 乙が甲から買い受けた政府所有米穀について、乙の構成員は乙が甲から買い受けた用途（第 1 条第 1 項第 2 号の用途をいう。以下同じ。）で使用しなければならないこと。
- 二 乙の構成員は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀を、真にやむを得ない事情により乙が甲から買い受けた用途に使用できなくなった場合は、乙に連絡すること。
- 三 乙の構成員は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀（加工を行う前のものに限る。）に本契約の内容に適合しないものを発見したときは、直ちにその使用を中止し、速やかに乙に連絡すること。
- 四 乙の構成員は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀を水濡れ等の理由により廃棄する場合は、あらかじめ乙の構成員の主たる事務所を管轄する地方農政局の長に別添様式第 1 号により処理計画を報告すること。処理計画に変更があった場合も同様とすること。
- 五 乙の構成員は、廃棄に当たっては、乙が甲から買い受けた政府所有米穀を当該廃棄に関して受領する者に適切かつ確実に処理させるとともに、乙の構成員の主た

る事務所を管轄する地方農政局の長に処理状況を別添様式第 2 号により報告すること。

六 乙の構成員は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀について、飼安法及び飼料安全に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理すること。

七 乙の構成員は、政府所有米穀の受払状況について、台帳を整備するとともに、特別販売要領様式 17 の別紙により毎月取りまとめの上、その翌月 15 日までに乙に報告すること。

八 乙の構成員は、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力すること。

九 乙の構成員は、甲又は乙の求めがあった場合には、乙が甲から買い受けた米穀の取引先との売買契約その他の取引関係が明らかになる書類を甲又は乙に提出すること。

十 乙の構成員は、乙が甲から買い受けた米穀を委託して加工を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、当該米穀について廃棄等を行う場合にあっては、当該米穀を当該廃棄等に関して受領する者と契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先又は当該者は、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定すること。

十一 前号の場合において、乙の構成員は、委託先又は当該者が政府所有米穀の加工又は廃棄等（以下「加工等」という。）について他者と契約を締結するときは、委託先又は当該者に前号と同様の約定をするようにさせなければならないこと。以降の加工等に関する契約についても、同様とすること。

十二 乙の構成員は、基本要領第 4 章 I 第 1 の 2 (3) により政府所有米穀の買受資格の停止又は取消しを受けている者又はこれに相当する者として農産局長が認めた者に対し、農産局長が必要と認める期間、米穀の賃借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わないこと。

十三 その他甲と乙の間で締結する政府所有米穀の売買契約に基づく義務の履行を担保する措置を講じること。

十四 乙は、乙の構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、構成員から除外すること。

(一) 法人等の役員等が暴力団又は暴力団員であるとき

(二) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
(三) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき

(四) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

(五) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

十五 乙は、乙の構成員が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、構成員から除外すること。

(一) 暴力的な要求行為

(二) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(三) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(四) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為

(五) その他前各号に準ずる行為

十六 乙は、乙の構成員が約定事項に違反した場合は、違約金を徴収することができること。

2 乙は前項第 16 号の規定に基づき、違約金を徴収する場合は、乙の構成員が違約金を納付した後に当該違約金に相当する額を甲に支払わなければならない。

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所：
商号又は名称又は氏名：
代 表 者 名：

政府所有米穀の廃棄処理計画
(○年○月～○年○月分)

(注) 変更の場合には、表題の最後に(変更)と記載すること。

飼料用外国産米穀の販売を行う受託事業体と締結した売買契約に基づき、以下のとおり報告します。

1 廃棄数量

(単位：kg)

	廃棄数量
○年○月	
○年○月	
○年○月	
計	

(注) 変更の場合には、変更した部分に下線を引くこと。

2 廃棄に関して米穀を受領する者別の廃棄数量

(単位：kg)

	構成員	受領者(名称・住所)	廃棄数量
○年○月			
○年○月			
○年○月			

(注) 1 本表は、構成員ごとに記載すること。

2 「受領者」欄には、氏名又は名称(会社名等)及び住所を記載するとともに、受領者が複数ある場合は、受領者ごとに廃棄数量を記載すること。

3 変更の場合には、変更した部分に下線を引くこと。

年 月 日

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所：
商号又は名称又は氏名：
代 表 者 名：

政府所有米穀の廃棄処理状況報告書
(○年○月～○年○月分)

飼料用外国産米穀の販売を行う受託事業体と締結した売買契約に基づき、以下のとおり報告します。

1 廃棄数量

(単位：kg)

	廃棄数量
○年○月	
○年○月	
○年○月	
計	

(注) 期間は、提出した処理計画の期間に合わせることに。

2 廃棄に関して米穀を受領する者別の廃棄数量

(単位：kg)

	構成員	受領者(名称・住所)	廃棄数量
○年○月			
○年○月			
○年○月			

(注) 1 本表は、構成員ごとに記載すること。

2 「受領者」欄には、氏名又は名称(会社名等)及び住所を記載するとともに、受領者が複数ある場合は、受領者ごとに廃棄数量を記載すること。

3 このほか、受領者ごとに廃棄数量及び処理状況が確認できる書類(廃棄が確認できるマニフェスト、写真等)を添付すること。